

# **2020年度運輸安全マネジメント**

**東濃鉄道株式会社**

## 2020年度運輸安全マネジメントに関する取り組み

東濃鉄道株式会社では、社長以下全従業員が一丸となって、輸送の安全を確保するため、以下の通り取り組みます。

### 経営指針

- ・我が社はトップ以下社員全員が、「事業の根幹は安全である」という意識を強く持ち、全社を挙げて安全管理体制を構築します。
- ・事故防止の取り組みに終わりは無く、不断の努力により安全最優先の企業風土を確立します。
- ・安全運行と真心のサービスを提供することにより、安心して利用できる公共交通機関として地域社会に貢献します。

### 1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 安全輸送が当社の最大の使命であり、安全の確保を最優先します。
- (2) 安全に関する現場の声を活かして安全確保に努めます。
- (3) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、確認及びこれに基づく改善（P D C A）を確実に実施し絶えず輸送の安全性向上に努めます。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。

### 2. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守します。
- (2) 輸送の安全に関する要員確保及び必要な費用の支出や投資を積極的かつ効率的に行なうように努めます。
- (3) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施します。
- (4) 輸送の安全に関する必要な情報を全社員が共有できる連絡体制を確立します。
- (5) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な改善処置を講じます。

### 3. 輸送の安全に関する目標及び当該目標達成状況

#### (1) 2019年度目標の達成状況

重点目標	評価
自動車事故報告規則第2条に規定する 重大事故 『0件』	1件発生 人身事故0件 健康起因0件 車両故障1件
有責事故29件以下を目標とする	未達成
発車時における『確認呼称』の徹底 車内における『案内』の徹底 交差点進入時における『確認』の徹底	未実施による事故が発生 継続して取り組む必要有 徐行をすれば防げた事故が窺えた

## (2) 2020年度重点目標

### ① 年間事故件数

自動車事故報告規則第2条に規定する重大事故を『0件』とする  
有責事故 29件以下を抑止目標とする

### ② 事故抑止目標

確認呼称による事故撲滅 (3つの『よし』の徹底)

## 4. 2020年度輸送の安全の確保に関する投資

- ・高速バス(中央ライナー) 2両の直冷クーラーオーバーホール
- ・Wi-Fi取付 (高速バス・中央ライナー3両)
- ・フロントガラス飛石予防フィルム施工 (高速バス・貸切バス25両)
- ・乗合バス (一部都市間高速バス含む) LEDストップランプへの変更
- ・遠隔地対応アルコール濃度測定システムの更新
- ・GPS位置管理システムの導入
- ・脳MRI検査、睡眠時無呼吸検査を3年に1回実施

## 5. 安全統括管理者

野田 昭宏 (取締役営業本部長)

## 6. 安全管理規程

「別紙1参照」

## 7. 輸送の安全に関する計画

### (1) 安全に関する運動の展開

- |                     |  |
|---------------------|--|
| ① 春の全国交通安全運動        | ( 4月 6日～15日 10日間 )                     |
| ② 不正改造車を排除する運動      | ( 6月 1日～30日 1ヶ月間 )                     |
| ③ 車内事故防止キャンペーン      | ( 7月 1日～31日 1ヶ月間 )                     |
| ④ 夏の交通安全県民運動        | ( 7月11日～20日 10日間 )                     |
| ⑤ 飲酒運転防止月間          | ( 9月 1日～30日 1ヶ月間 )                     |
| ⑥ 秋の全国交通安全運動        | ( 9月21日～30日 10日間 )                     |
| ⑦ 年末の交通安全県民運動       | (12月 1日～10日 愛知県 )<br>(12月11日～20日 岐阜県 ) |
| ⑧ 年末年始の輸送等に関する安全総点検 | (12月10日～翌年 1月10日 )                     |
- 全国・県民の交通安全運動に参加し、安全運行の意識の向上を図ります。

### (2) 安全に関する会議・委員会

#### ① 事故防止委員会

経営トップ・本社スタッフ・全営業所長・組合役員で構成したメンバーで  
事故防止及び安全性向上に関する意見交換等を行い対策を講じます。

( 上記交通安全運動前に開催 )

- ② 事故審議委員会  
事故内容の分析と今後の事故防止対策を審議します。 (毎月1回開催)
- ③ 安全衛生委員会  
事故審議会に合わせ、安全衛生に関する討議と意識の向上を図ります。  
(毎月1回開催)
- ④ 運行管理者会議  
本社運行管理担当と全営業所の運行管理者との運行管理及び指示の共有化を  
図るため、本社及び4営業所が主催で開催します。 (年6回奇数月開催)
- ⑤ 整備管理者会議  
本社整備管理担当と全営業所の整備管理者との車両整備管理の会議を行います。  
(年2回6月・12月開催)
- ⑥ 班長フォローアップ研修  
本社スタッフと班長との会議を実施し、営業所における班長の役割の確認、各種  
会議内容の理解度と浸透度の把握、及び他営業所との情報の共有を図ります。  
(年4回7月・12月に4営業所で開催)
- ⑦ 営業所内会議 (班長会)  
営業所長は、運行管理者及び乗務員班長とともに安全等に関する取り組み及び安全  
衛生に関わる討議を行い、意識の向上を図ります。  
(本社関係部署より参加し毎月開催)

### (3) 安全運行を目的とした巡視及び指導

- ① 経営トップによる営業所巡視  
交通安全運動期間中に実施します。
- ② 営業所巡回指導  
安全統括管理者及び本社スタッフ・組合役員による各営業所への巡視により  
乗務員への指導・コミュニケーションを図ります。
- ③ 添乗指導制度  
単独乗務1年未満の運転士及び有責事故者を中心に、乗務員全員を対象として実施  
しモニターで高い評価が得られない乗務員については、繰り返し添乗指導します。
- ④ 交通安全運動期間中の立会い指導  
交通安全運動期間中の点呼の立会いと、主要駅での街頭指導を行います。

### (4) 輸送の安全に関わるその他の施策

- ① ヒヤリ・ハットと事故事例及び危険個所の情報収集  
事故防止に活用し、情報の共有化を図ります。
- ② デジタコ・ドラレコを活用した安全運転指導  
定期的にデジタコ・ドラレコによる全運転士への安全運転指導を行います。
- ③ 重大事故等への対応  
事故想定訓練を実施し、非常時対応の訓練と連絡体制の確認を行います。
- ④ 周知カードによる安全意識の徹底  
安全周知カードを携行させ、運輸安全マネジメント及び事故防止の取り組みの  
周知徹底を図ります。

- ⑤ 要望・クレームへの的確な対応  
利用者からの安全やサービスに対する意見を正確に把握し、改善を図ります。
- ⑥ SDカードの取得  
役員を含めた全従業員の事故違反歴の情報収集を行います。
- ⑦ 運転免許証期限切れと免許証不携帯防止策  
免許証リーダーによる免許証内容の確認（点呼時）とネックホルダー及びポケットホルダーを活用した免許証所持の確認を行います。
- ⑧ 反社会的行為の防止  
飲酒運転の根絶、薬物乱用等の反社会的行為防止のための徹底した指導教育を行います。
- ⑨ 健康診断の管理の徹底  
健康管理のチェック、2次検診の受診の徹底と追跡調査を実施します。

## 8. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画

### (1) 乗務員研修

- ① 運転士集合教育  
運転士全員を対象に年2回、安全教育・法令遵守・CS・整備講習等教育担当者による研修会を実施します。
- ② 新人運転士教育  
採用時と単独乗務時に就業規則・接遇・運転者の行動マニュアル・CS運動などの教育を実施します。
- ③ 有責事故惹起者教育  
事故後の安全運転教育・添乗指導及び実施教育を行います。
- ④ 有責事故惹起者研修  
有責事故惹起者全員を対象に事故日翌月に研修を実施します。
- ⑤ 安全運転研修  
指導運転士・乗務員及び事故惹起者を外部研修に派遣し安全運転教育を実施します。
- ⑥ 安全意識のアンケートの実施  
全乗務員を対象に交通安全に対する安全意識の調査を実施します。
- ⑦ 救命救急講習  
従業員を対象に救命救急の「AED」講習を実施します。
- ⑧ ストレスチェックの実施  
全従業員にストレスの調査を実施します。

### (2) 管理者研修

- ① 運行管理者研修  
外部運行管理者講習へ参加させます。
- ② 内勤者講習  
助役を対象に運行管理・労務管理・法令遵守等の講習会を開催します。
- ③ 運行管理者及び整備管理者による各会議を実施し、情報の収集と共有に努めていきます。
  - ・ 運行管理者会議年6回
  - ・ 整備管理者会議年2回

9. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

「別紙2参照」

10. 事故災害等に関する報告連絡体制

「別紙3参照」

11. 輸送の安全に関する内部監査及びフォローアップ監査の実施

内部監査

年度	2019年度（実施）	2020年度（予定）
監査目的	運輸安全マネジメント体制等の確認	
実施日	2020年1月29日～2月7日	2021年1月から実施
監査部署	多治見営業所・可児営業所・恵那営業所・小牧営業所	